

大分大学授業料免除選考細則

平成28年8月1日 全部改正
平成28年細則第24号

大分大学授業料免除選考細則（平成21年細則第27号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この細則は、大分大学授業料免除等及び寄宿料免除取扱規程（平成16年規程第92号。以下「規程」という。）第9条の規定により、授業料の免除に係る選考に関し必要な事項を定める。

（選考の対象としない者）

第2条 留年している者又は修業年限を超えた者は、病気、留学等やむを得ない事情があると認められる場合を除き、選考の対象としない。

（学年の取扱い）

第3条 病気、留学等特別な事情により休学した者の学年の取扱いは、実質学年による。

（家計状況）

第4条 授業料の納付が困難であることの認定は、次の各号により行うものとする。この場合において、申請者の授業料相当額は、特別控除の対象としないものとする。

(1) 申請者の属する世帯の総所得金額が、授業料免除の取扱いについて（平成15年2月26日付け14文科高第783号文部科学省高等教育局長通知）において定める収入基準額（以下「収入基準額」という。）以下であるとき、授業料の納付が困難であると認めるものとする。

(2) 次に該当する者は、独立生計者と認定し、申請者（配偶者があるときは、配偶者を含む。）の1年間の総所得金額で算定する。

ア 所得税法（昭和22年法律第27号）上、父母等の扶養親族でない者

イ 父母等と別居している者

ウ 申請者（配偶者があるときは、配偶者を含む。）に収入があり、かつ、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者

(3) 次のいずれかに該当する者であって多額の支出を要する特別な事情があると認められるものは、当該者の1年間の総所得金額が収入基準額を超える場合であっても、収入基準額を超える額が収入基準額の10パーセント以下であるときに限り、授業料の納付が困難であると認めるものとする。

ア 申請者が障害者である者

イ 申請者の属する世帯に長期療養者又は障害者がいる者

（学業成績）

第5条 入学した年の申請に係る学業成績優秀であることの認定は、次の各号により行う。

(1) 学部1年次に在学する者については、次のいずれかに該当する者を学業成績優秀な者とする。

ア 高等学校等の評定平均値が3.5以上であること。

イ 入学試験の成績が上位2分の1以上であること。

ウ 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること。

エ 申請者が作成し、かつ、提出した学修計画書において、学修の意欲又は目的、人生設計等が確認できること。

(2) 編入学した年に在学する者については、次のいずれにも該当しない者を学業成績優秀な者とする。

ア 編入学の前に在学していた大学等（以下「編入前大学等」という。）において、修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。

- イ 編入前大学等において修得した単位数（単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位時間数。以下同じ。）の合計数が標準単位数の5割以下であること。
 - ウ 編入前大学等における履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。
 - エ 編入前大学等において、次に掲げる事項に係る警告を連続して受けた者
 - (ア) 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること（イに掲げる基準に該当するものを除く。）。
 - (イ) 成績指標値（以下「GPA」という。）等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。
 - (ウ) 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること（ウに掲げる基準に該当するものを除く。）。
 - (3) 修士課程1年次、博士前期課程1年次又は専門職学位課程1年次に在学する者については、出身大学における学業成績に基づき、別表の別式1又は別式2の項の計算式により算出する学業成績の平均値が2.0以上の者とする。
 - (4) 博士課程又は博士後期課程1年次に在学する者については、指導教員が学業成績優秀と認める者とする。
- 2 入学した年の翌年以降の申請に係る学業成績優秀であることの認定は、次の各号により行う。
- (1) 学部等に在学する2年次以上の学生については、次のいずれかに該当すること。
 - ア 学部等における学業成績について、申請期の前年度までの累積習得単位のGPA等が上位2分の1以上であること。この場合において、各学部の定めるGPA等の母集団は、次のとおりとする。

学部		母集団
教育学部		学年
経済学部	総合経済学科	学年
	経済学科	学年又は学科・学年
	経営システム学科	
	地域システム学科 社会イノベーション学科	
医学部		学科・学年
理工学部	理工学科	プログラム・学年
	創生工学科	コース・学年
	共創理工学科	
福祉健康科学部		コース・学年

- イ 修得単位数が次条に規定する標準修得単位数以上であること。
 - ウ 申請者が作成し、かつ、提出した学修計画書において、学修の意欲又は目的、人生設計等が確認できること。
 - (2) 大学院に在学する2年次以上の学生については、別表の別式1又は別式2の項の計算式により算出する学業成績の平均値が2.2以上の者とする。ただし、2年次以上に在学する者は1年次において15単位以上修得しているものとする。
 - (3) 博士課程又は博士後期課程に在学する者については、指導教員が学業成績優秀と認める者とする。
- 3 前二項に該当しない者の学業成績については、委員会において審議の上、別に定める方法により決定するものとする。

(標準修得単位数)

第6条 前条第2項第1号イに規定する標準修得単位数は、次のとおりとする。

学 部	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	備考
教育学部	31単位	62単位	93単位			
経済学部	31単位	62単位	93単位			平成29年度以降の入

							学者
		32単位	64単位	96単位			平成28年度以前の入学者
医学部	医学科	25単位	58単位	112単位	145単位	145単位	令和2年度以降の入学者
		25単位	57単位	111単位	145単位	145単位	平成29年度から令和元年度までの入学者
		30単位	63単位	115単位	148単位	148単位	平成28年度の入学者
		31単位	61単位	92単位	135単位	135単位	平成24年度から平成27年度の入学者
	看護学科	31単位	63単位	94単位			令和4年度以降の入学者
		31単位	62単位	93単位			令和3年度以前の入学者
	先進医療科学科	31単位	62単位	93単位			
工学部		31単位	62単位	93単位			
理工学部	創生工学科機械コース	33単位	66単位	99単位			
	創生工学科電気電子コース	32.5単位	65単位	97.5単位			
	創生工学科福祉メカトロニクスコース	32単位	64単位	96単位			
	創生工学科建築学コース	32.5単位	65単位	97.5単位			
	共創理工学科数理学コース	31単位	62単位	93単位			
	共創理工学科知能情報システムコース	32単位	64単位	96単位			
	共創理工学科自然科学コース	31単位	62単位	93単位			
	共創理工学科応用化学コース	32単位	64単位	96単位			
	理工学科数理学プログラム	31単位	62単位	93単位			
	理工学科知能情報システムプログラム	31単位	62単位	93単位			
	理工学科物理学連携プログラム	31単位	62単位	93単位			
	理工学科電気エネルギー・電子工学プログラム	31単位	62単位	93単位			
	理工学科機械工学プログラム	31単位	62単位	93単位			

	理工学科知能機械システムプログラム	3 1 単位	6 2 単位	9 3 単位			
	理工学科生命・物質化学プログラム	3 1 単位	6 2 単位	9 3 単位			
	理工学科地域環境科学プログラム	3 1 単位	6 2 単位	9 3 単位			
	理工学科建築学プログラム	3 1. 5 単位	6 3 単位	9 4. 5 単位			
	理工学科DX人材育成基盤プログラム	3 1 単位	6 2 単位	9 3 単位			
福祉健康科学部	理学療法コース	3 3 単位	6 6 単位	9 8 単位			令和2年度以降の入学 者
		3 3 単位	6 6 単位	9 9 単位			令和元年度以前 の入学 者
	社会福祉実践コース	3 1 単位	6 2 単位	9 3 単位			令和2年度以降の入学 者
		3 3 単位	6 6 単位	9 9 単位			令和元年度以前 の入学 者
	心理学コース	3 1 単位	6 2 単位	9 3 単位			令和2年度以降の入学 者
		3 3 単位	6 6 単位	9 9 単位			令和元年度以前 の入学 者

(申請書類)

第7条 規程第2条第1項第1号に規定する申請に係る関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 授業料免除願 (所定様式)
- (2) 家庭調書 (所定様式)
- (3) 所得証明書 (所定様式)
- (4) 源泉徴収票
給与所得者 (年金及び恩給を含む。) を対象とし、勤務年数が1年未満の者は、1か月の給与証明書
- (5) 確定申告書の写し (税務署の受付印のあるもの)
商業、工業、林業及び水産業所得者を対象とする。
- (6) 農業所得証明書 (所定様式) 又は農業所得の確定申告書の写し (税務署の受付印のあるもの)
農業所得者を対象とする。
- (7) その他各申告書等の写し
その他の職業による所得者及び雑所得者を対象とする。
- (8) 被災証明書
1年以内に災害を受けた者を対象とする。
- (9) 長期療養証明書又は障害者手帳の写し
長期療養者又は障害者のいる世帯を対象とする。
- (10) 独立生計申立書及び健康保険証の写し
独立生計者を対象とする。

(11) その他参考となる証明書

2 第4条第3号及び第5条第3号の規定に係る申請を行う場合は、指導教員等の推薦所見を添付する。

(私費外国人留学生)

第8条 私費外国人留学生の免除の選考は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 選考の基準は、日本人学生と同様とする。

(2) 家計状況の認定は、次の書類により認定する。

ア 保証人(保護者等)からの資金の援助が得られない者は、大公使館若しくは領事館発行の証明書又は保証人及び本人連名による申立書

イ 本国から送金を受けている者は、送金(月額、年額等)を証明する書類(送金通知書等)

ウ 預金通帳のコピー又は預金残高証明書

エ 独立生計申立書(私費外国人留学生用)

(3) 世帯人数及び所得金額の認定は、本人及び日本国に居住し本人と生計を一にしている者のみ取り扱う。

(4) 学業成績優秀の認定は、原則として第5条の規定により行うものとする。

(5) 必要書類を期限後に提出した者の関係書類は、受け付けない。

(社会人選抜等による学生)

第9条 社会人選抜、帰国生徒選抜及び編入学試験により入学した学生が提出する申請書類については、第7条の規定を準用する。

(選考及び判定)

第10条 授業料免除の選考及び判定は、第4条に規定する家計状況及び第5条に規定する学業成績優秀の認定基準の双方に該当する者を対象とする。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、授業料の免除に係る選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。

2 この細則施行後、第4条の家計状況の収入基準については、当分の間、文部科学省通知(平成15年2月26日14文科高第783号)を準用する。ただし、申請者の奨学金は総所得金額に含まないこととする。

3 再チャレンジ支援プログラムに該当する学生は、第4条第2号及び第5条にかかわらず、大分大学再チャレンジ支援プログラム経費における授業料免除選考細則(平成21年細則第28号)のとおりとする。

4 この細則施行後、医学部における平成15年度以前の入学者を授業料免除の選考対象として学業成績優秀の認定を行う場合は、第5条第2号アの規定にかかわらず、次の計算式により学業成績の平均値を算定する。

$$\text{平均値} = \frac{(\text{優の単位数} \times 5) + (\text{良の単位数} \times 3) + (\text{可の単位数} \times 2)}{\text{総修得単位数}}$$

(小数第2位を四捨五入)

附 則(平成28年細則第25号)

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年細則第19号)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年細則第28号）

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年細則第26号）

この細則は、令和2年8月24日から施行する。

附 則（令和2年細則第30号）

- 1 この細則は、令和2年11月30日から施行し、改正後の大分大学授業料免除選考細則の規定は、同年4月1日から適用する。
- 2 令和2年4月1日からこの細則の施行日までに行われた授業料の免除に係る手続は、この細則による改正後の大分大学授業料免除選考細則の規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（令和3年細則第8号）

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年細則第17号）

この細則は、令和3年7月16日から施行する。

附 則（令和4年細則第33号）

この細則は、令和4年11月22日から施行する。

附 則（令和5年細則第4号）

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年細則第22号）

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年細則第1号）

この細則は、令和6年2月27日から施行する。

附 則（令和6年細則第2号）

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

別式1	$\text{平均値} = \frac{(\text{優の単位数} \times 3) + (\text{良の単位数} \times 2) + (\text{可の単位数} \times 1)}{\text{総修得単位数}}$ <p style="text-align: right;">(小数第2位を四捨五入)</p>
別式2	$\text{平均値} = \frac{(\text{Sの単位数} \times 5) + (\text{Aの単位数} \times 4) + (\text{Bの単位数} \times 3) + (\text{Cの単位数} \times 2)}{\text{総修得単位数}}$ <p style="text-align: right;">(小数第2位を四捨五入)</p>